

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第2部会（第220回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月1日（金） 9時30分から12時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、那須委員、角田委員、溝渕委員、吉井委員  
（総務省）山下次長ほか
4. 議題  
（1）申立案件の審議
5. 会議経過  
（1）申立案件の審議（厚生年金保険 7件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
  
（2）次回の2部会は、平成25年11月15日（金）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第6部会（第173回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月5日（火） 9時40分から12時10分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）大野委員（部会長）、藤本委員、石谷委員、飯田委員、高熊委員  
（総務省）阿部次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案等の決定
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第6部会は、平成25年11月21日（木）9時40分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第5部会（第211回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月7日（木） 13時30分から16時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（部会長）、中嶋委員、南部委員、早澤委員、谷山委員  
（総務省）福田次長、山下次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の決定
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件1件について年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、平成25年11月21日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第1部会（第221回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月11日（月） 13時30分から16時30分まで

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室

3. 出席者

（委員会）川口委員長、竹内委員、米子委員、中川委員、吉岡委員

（総務省）藤井総括班長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の決定

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したもの7件、年金記録の訂正の必要はないとするもの6件を審議し、決定した。

(3) 次回の第1部会は、平成25年11月25日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第3部会（第217回）議事要旨

1. 日時 平成25年11月12日（火） 13時30分から17時00分まで
2. 場所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）岸本委員（部会長）、樽谷委員、渡辺委員、鈴木委員  
（総務省）阿部次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険事案6件）  
厚生年金保険事案6件について、4件はあっせんとし、2件は訂正不要と決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険事案12件）  
申立案件について、勤務実態や保険料控除の有無など審議を行い、それらを総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなど議論が行われた。
  - (3) 次回の第3部会は平成25年11月26日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第4部会（第168回）議事要旨

1 日 時 平成25年11月13日（水） 13時30分から16時00分まで

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室

3 出席者

（委員会）川村委員（部会長）、河村委員、田中委員、塩委員、山下委員  
（総務省）阿部次長ほか

4 議題

- （1）申立案件の審議
- （2）あっせん案等の決定

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件について審議を行った（厚生年金9件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

部会として、年金記録を訂正する必要があるとするもの9件、及び年金記録を訂正する必要はないとするもの2件を審議し、決定した。

（3）次回の第4部会は、平成25年11月27日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第2部会（第221回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月15日（金） 9時30分から12時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、角田委員、溝渕委員、吉井委員  
（総務省）山下次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定
  - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険9件）

厚生年金保険事案7件について、あっせんと決定した。残りの2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険9件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (3) 次回の2部会は、平成25年11月22日（金）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第5部会（第212回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月21日（木） 13時30分から16時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（部会長）、中嶋委員、南部委員、早澤委員、谷山委員  
（総務省）福田次長、山下次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の決定
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件5件について年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、平成25年12月5日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第6部会（第174回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月21日（木） 9時40分から12時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）大野委員（部会長）、藤本委員、石谷委員、飯田委員、高熊委員  
（総務省）福田次長、阿部次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案等の決定
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。  
また、国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第6部会は、平成25年12月5日（木）15時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第2部会（第222回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月22日（金） 9時30分から12時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、那須委員、角田委員、溝渕委員、吉井委員  
（総務省）山下次長ほか
4. 議題  
申立案件の審議
5. 会議経過  
（1）申立案件の審議（厚生年金保険 6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
  
（2）次回の2部会は、平成25年12月6日（金）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第1部会（第222回）議事要旨

1. 日 時 平成25年11月25日（月） 13時30分から16時30分まで

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室

3. 出席者

（委員会）川口委員長、竹内委員、米子委員、中川委員、吉岡委員

（総務省）藤井総括班長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の決定

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金7件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したもの10件、年金記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。

(3) 次回の第1部会は、平成25年12月9日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第3部会（第218回）議事要旨

1. 日時 平成25年11月26日（火） 13時30分から17時00分まで
2. 場所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）岸本委員（部会長）、樽谷委員、渡辺委員、鈴木委員  
（総務省）阿部次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険事案10件）  
厚生年金保険事案10件について、あっせんと決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険事案8件）  
申立案件について、勤務実態や保険料控除の有無など審議を行い、それらを総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなど議論が行われた。
  - (3) 次回の第3部会は平成25年12月10日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認近畿地方第三者委員会第4部会（第169回）議事要旨

1 日 時 平成25年11月27日（水） 13時30分から16時00分まで

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室

3 出席者

（委員会）川村委員（部会長）、田中委員、塩委員、山下委員

（総務省）阿部次長ほか

4 議題

（1）申立案件の審議

（2）あっせん案等の決定

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件について審議を行った（厚生年金6件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）あっせん案等の決定

部会として、年金記録を訂正する必要があるとするもの8件、及び年金記録を訂正する必要はないとするもの1件を審議し、決定した。

（3）次回の第4部会は、平成25年12月11日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕